

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和6年1月24日付け札幌市公共交通協議会協議運賃部会において、ジェイ・アール北海道バス株式会社が運行する路線バスの運賃及び料金に係る事項に関し、下記のとおり、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線

令和6年1月24日現在、札幌市内において特殊区間制の運賃を適用している路線

2 協議が調っている運賃の種類、額及び適用方法

令和6年12月1日以降、各種運賃を以下のとおりとする。

運賃の種類	金額、適用方法
片道普通旅客運賃*	特殊区間1区240円、特殊区間2区270円
通勤定期・通学定期 旅客運賃	上記片道普通旅客運賃を適用して算出した運賃とする。 なお、具体的な金額は、ジェイ・アール北海道バス株式 会社が既に認可を受けた方法により算出したものとす る。
普通回数旅客運賃 (乗車回数式回数券類)	

※ 以下の運行系統における片道普通旅客運賃については、別添のとおりとする。
手稲鉾山線 (57・宮57)、手稲線 (55・55-1・快速64)、山口線 (宮44)、
山口団地線 (宮45)、星置線 (宮59)、小樽線 (宮65)、発寒団地線 (宮42)、
富丘線 (宮58)

3 その他

令和6年1月25日以降、ジェイ・アール北海道バス株式会社が札幌市内において、「路線や運行系統の新設及び変更」並びに「停留所の新設、変更及び廃止」など、特殊区間制の運賃に係る申請又は届出を行う場合は、これらに伴い新たに定められる特殊区間1区、2区及び対キロ区間の区界につき、既存の路線との均衡が図られることを前提として、上記2に記載する内容を適用できることとする。

令和6年1月24日

札幌市公共交通協議会協議運賃部会
部会長 和田 康広

